

パートナーシップ構築宣言

当社は、広告代理店業を営む企業として、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入や BCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

【重点的に取り組む項目】

a. 企業間の連携

地元企業との連携を強化し、相互の広告活動の支援を通じたブランド価値の向上を図ります。

県西部地区へのタクシーサイネージ事業の拡大を皮切りに、島根県松江地区、岡山県津山地区などへ展開し、地方都市の広告市場の発展を推進します。

b. IT 実装支援

タクシーサイネージ広告におけるデータ活用を進め、ターゲティング広告の精度向上を図ります。

取引先とのデータ連携を強化し、広告効果の可視化と最適化を進めます。

d. グリーン化の取組

環境負荷の低減を意識し、ペーパーレス化を推進するとともに、エネルギー効率の高いデジタル広告媒体の活用を促進します。

e. 健康経営に関する取組

従業員および取引先の健康を重視し、適正な労働環境の確保と健康経営の推進に努めます。

2. 「振興基準」の遵守

当社は、親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行のは正に積極的に取り組みます。

【具体的な取組】

① 價格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者と少なくとも年に1回以上の協議を行うとともに、下請事業者の適正な利益を含み、下請事業者における労働条件の改善が可能となるよう、十分に協議して決定します。その際、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に掲げられた行動を適切にとった上で決定します。また、原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指します。なお、取引対価の決定を含め契約に当たっては、契約条件の書面等による明示・交付を行います。

② 手形などの支払条件

下請代金は可能な限り現金で支払います。手形等で支払う場合には、割引料等を下請事業者の負担とせず、また、支払サイトを60日以内とします。

③ 知的財産・ノウハウの取り扱い

「知的財産取引に関するガイドライン」に掲げられている「基本的な考え方」や、「契約書ひな形」を踏まえて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

④ 働き方改革等に伴うしわ寄せの防止

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

3. その他(任意記載)

取引先満足度調査を定期的に実施し、長期的な信頼関係の構築を目指します。

事業活動を通じて得られた利益を取引先と適切に共有し、共存共栄の実現を図ります。

2025年2月20日

企業名: 株式会社若狭屋プロモーション

代表取締役: 高木 誠